

第5章

健康で安心して住めるまち〈保健・医療・福祉の充実〉

第1節 地域福祉

- 1 地域福祉の体制づくり
 - (1) 地域福祉推進の仕組みづくり
 - (2) 小川町社会福祉協議会への支援
 - (3) 庁内体制の確立
 - (4) 民間機関との連携
- 2 地域福祉の人づくり
 - (1) 町民との協働
 - (2) 福祉教育の推進
 - (3) 地域福祉を支える人材の育成
- 3 施設の活用・検討
 - (1) 施設の活用・検討
- 4 避難行動要支援者名簿の活用
 - (1) 避難行動要支援者名簿の活用

第2節 保健・医療

- 1 健康づくり運動の推進
 - (1) 健康づくり運動の推進
- 2 保健事業の充実
 - (1) 感染症対策の充実
 - (2) 母子保健の充実
 - (3) 成人保健の充実
- 3 医療体制の確保
 - (1) 医療体制の確保

第3節 子ども・子育て支援

- 1 保育の充実
 - (1) 保育内容の充実
 - (2) 施設及び運営体制の整備
- 2 児童福祉の充実
 - (1) 関係機関との連携強化
 - (2) 学童クラブの充実
 - (3) 放課後子供教室の推進
 - (4) 遊び場の確保
 - (5) 児童相談の充実
 - (6) 児童虐待への対応の強化
 - (7) 子育て支援活動の推進
- 3 子育てしやすい環境づくり
 - (1) 子育ての経済的負担の軽減
 - (2) 子育て世帯への支援
 - (3) 妊娠・出産・子育て支援
 - (4) 結婚支援
- 4 青少年の育成
 - (1) 青少年自主活動の促進
 - (2) 青少年育成組織への支援
 - (3) 地域活動への参加促進
- 5 ひとり親家庭福祉の推進
 - (1) ひとり親家庭福祉の推進

第4節 高齢者福祉・介護保険

- 1 在宅サービスの充実
 - (1) 在宅サービスの充実
- 2 生きがいづくりと社会参加の推進
 - (1) 生きがいづくりの促進
 - (2) 高齢者の就労支援
- 3 高齢者の尊厳を保つサービスの推進
 - (1) 介護サービス体制の整備と質的向上
 - (2) 相談体制の充実
- 4 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - (1) 生活支援サービスの充実
 - (2) 認知症施策の推進
 - (3) 在宅医療・介護連携の推進
 - (4) 介護保険事業の充実

第5節 障害者福祉

- 1 障害福祉サービスの計画的提供
 - (1) 障害福祉サービスの計画的提供
- 2 自立生活への環境づくり
 - (1) 障害に関する理解と啓発
 - (2) 情報提供と相談の充実
 - (3) 社会参加の支援・促進
 - (4) 安全・安心の仕組みづくり
- 3 保健・医療の充実
 - (1) 保健・医療の充実

第6節 生活困窮者支援

- 1 自立への支援
 - (1) 相談体制の強化
 - (2) 就労への支援
- 2 援護サービスの充実
 - (1) 援護サービスの充実
- 3 こどもの貧困対策
 - (1) 実態の把握
 - (2) 必要な家庭への支援

第7節 社会保険

- 1 国民健康保険の充実
 - (1) 財政運営の健全化
 - (2) 資格・給付の適正化の推進
 - (3) 保健事業の推進
 - (4) 保険税水準の統一への対応
- 2 後期高齢者医療制度の充実
 - (1) 後期高齢者医療制度の充実
- 3 国民年金制度の周知
 - (1) 国民年金制度の周知

第1節 地域福祉

SDGs への貢献



所管課・関係課 健康福祉課、長生き支援課、子育て支援課、学校教育課

現状と課題

少子高齢化・人口減少社会という我が国が抱えている大きな問題に対応するため、国の施策として地域共生社会の実現を目指すこととなりました。地域共生社会を実現していくためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが求められています。また、町においても、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることが必要です。

地域共生社会を実現するため、本町では「小川町地域福祉計画」を策定し、その推進を図っています。なお、この計画は、小川町社会福祉協議会が策定する「小川町地域福祉活動計画」と一体的に策定しており、連携した取組を推進しています。

本町においても、少子高齢化や社会状況の変化により、地域で支え合う機能が低下し、地域における生活課題も複雑化・多様化しています。地域を支える人材が高齢化しており、支え手不足が懸念される中、小川町社会福祉協議会、行政区や民生委員・児童委員、地域福祉委員*、福祉サービス事業者などが相互に連携し、地域で支え合う体制を一層充実させていくことが求められます。

なお、小川町社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動（区長、民生委員・児童委員、地域福祉委員の連携による地域での見守り活動等）が令和6（2024）年度に全国社会福祉協議会から優良活動として評価されました。こうした小川町社会福祉協議会が実践する地域福祉活動を支援し、連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けて、取り組んでいく必要があります。

より多くの町民に地域福祉活動に携わっていただけるよう、小川町社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動やNPOなどの団体活動の促進を図るなど、地域福祉の仕組みづくりや人材の育成を支援する必要があります。また、地域福祉についての関心を深めるための福祉教育を推進していきます。

近年、激甚化・頻発化している自然災害を視野に入れ、避難行動要支援者名簿が災害時の避難支援や日常の見守り活動において適切・的確に活用されるような環境を整備するとともに、名簿の充実、整備を図るなど地域支え合いの仕組みづくりに努める必要があります。

基本方針

町民が理解し合い、尊重し合う地域社会の実現に向け、町と小川町社会福祉協議会が協働し、人にやさしい地域づくりを目指します。

地域の中で支援を必要とする人を、近隣の様々な役割の人が多角的に支える体制「人的インフラ」を構

築することによって、安心して生活できる暮らしやすいまちを目指し、ノーマライゼーション*の理念の普及を図るとともに、支え合いのまちづくりを推進します。

基本計画

1 地域福祉の体制づくり

小項目	内容
(1) 地域福祉推進の仕組みづくり	住み慣れた地域においてだれもが安心していきいきと暮らせるよう、町民、小川町社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人*などが連携し、地域で支え合う仕組みの構築を進めます。
(2) 小川町社会福祉協議会への支援	地域福祉活動の中心となる小川町社会福祉協議会の運営を支援するとともに、連携を強化します。 また、地域の互助力を高める地域福祉活動を支援します。
(3) 庁内体制の確立	地域共生社会を目指した包括的な支援体制構築のため、関係各部署が相互に連携協力し、庁内体制の強化・充実を図ります。
(4) 民間機関との連携	小川町社会福祉協議会などの福祉関係者、介護サービス事業者、金融機関、新聞販売組合及び公共サービス事業者と行政機関が連携し、共有した情報を地域の課題としてとらえ、その解決に向けて地域住民と共に取り組みます。

2 地域福祉の人づくり

小項目	内容
(1) 町民との協働	町民自ら地域福祉の担い手となり、民生委員・児童委員や行政、福祉機関と協働し地域課題の解決に向けた活動を推進します。
(2) 福祉教育の推進	ノーマライゼーション*の理念の浸透のため、学校教育の場において、小川町社会福祉協議会などと連携し、福祉活動やボランティア体験などの福祉教育を推進します。
(3) 地域福祉を支える人材の育成	民生委員・児童委員や区長とともに、地域福祉を推進する役割を果たす地域福祉委員*の配置を進める小川町社会福祉協議会への支援を通じて、ボランティアを増やし地域包括ケアを支える人材の育成に努めます。

3 施設の活用・検討

小項目	内容
(1) 施設の活用・検討	地域の公共施設を活用し、身近な地域での福祉サービスの提供を進め、こども*や障害者、高齢者にも利用しやすい環境づくりを目指します。また、小川町総合福祉センターのあり方について、施設機能の集約等を含め検討を行います。

4 避難行動要支援者名簿の活用

小項目	内容
(1) 避難行動要支援者名簿の活用	いざという時の行動につなげるため、常日頃からの地域での支え合いを避難行動要支援者名簿作りに活かし、名簿が適切・的確に活用されるよう環境を整備します。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
小川町社会福祉協議会のボランティア登録人数(人)	38	45	地域での支え合いの中で個人が無理のない範囲で取り組めることを周知していくことで登録人数の増加を目指し、地域の課題解決力の向上及び地域福祉の推進につなげます。
小川町社会福祉協議会のボランティア登録団体数(団体)	26	30	既存団体の現状維持が大きな課題となっており増加が見込みにくい現状にありますが、活動団体の増加を図り地域の課題解決力の向上及び地域福祉の推進につなげます。
地域福祉委員*数(人)	174	190	高齢化の進行により大幅な増員は見込めないものの、引き続き地域を支える人材の確保を進め、地域の課題解決力の向上及び地域福祉の推進につなげます(※小川町社会福祉協議会への支援による)。
地域福祉委員配置地区数(地区)	58	61	登録地区の増加を目指すことで地域の課題解決力の向上及び地域福祉の推進につなげます(※小川町社会福祉協議会への支援による)。
ふれあい・いきいきサロン開催地区数(地区)	42	50	開催地区の増加が地域コミュニティの醸成及び地域福祉の推進につながります(※小川町社会福祉協議会への支援による)。
こども*食堂開催回数(回)	21	21	開催回数が地域活動の活発さを表し、地域の中で子育て世帯やこどもが孤立することを防ぐことにつながります。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小川町社会福祉協議会のボランティア登録人数(人)	33	32	32	35	37	38
小川町社会福祉協議会のボランティア登録団体数(団体)	27	26	26	26	25	26
地域福祉委員数(人)	120	133	144	170	160	174
地域福祉委員配置地区数(地区)	37	42	48	55	56	58
ふれあい・いきいきサロン開催地区数(地区)	46	24	32	37	41	42
こども食堂開催回数(回)	-	0	10	10	10	21



小川町社会福祉協議会 地域福祉懇談会

第2節 保健・医療

SDGs への貢献



所管課・関係課 健康福祉課、子育て支援課、町民課

現状と課題

平均寿命の延伸により、急速に高齢化が進んでいます。食習慣や生活習慣の変化、暮らしの中の様々なストレス等により、がんをはじめとした糖尿病や循環器疾患などの生活習慣病は増加傾向にあります。認知機能・身体機能の低下によるフレイル*状態や要介護となる高齢者についても、ますます増加することが予想されます。

本町においても、がん・脳血管疾患・心疾患などの生活習慣病が死因の約6割を占め、生活習慣病に関する医療費や介護給付費の増大が今後ますます懸念されます。休養については、50歳代が他の世代に比べ睡眠がとれていない傾向があり、喫煙者のたばこをやめたい意向についても「思わない」が5割を超え、働き世代を中心としたストレス状態がうかがえます。

成人保健分野においては、各種健（検）診、保健指導、健康相談、健康教室等を実施し、疾病予防対策を充実させること、医療機関との連携をもとに生活習慣病等の重症化予防を強化していくことが重要な課題となっています。また、こころの健康づくりでは、健康上の問題を要因とする高齢者の自殺者が多い傾向があり、自殺予防対策の周知・啓発、気軽に相談できる場や地域見守り体制の構築が課題となっています。後期高齢者人口の増大に伴い、保健事業と介護予防の一体的な取組を継続して実施し、さらに強化していくことが求められています。

母子保健分野においては、こども*家庭センターが開設され、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施しています。発達障害児等の発達の課題が表面化し、問題となっています。そのため、乳幼児健康診査等での早期発見につなげ、関係機関との連携を強化することで就学へのスムーズな支援を図ることが課題となっています。また、母子健康手帳の記録や予防接種記録等の標準・システム化についての体制構築が求められています。

感染症対策では、疾病を予防するための予防接種の実施や、新型コロナウイルス等の新たな感染症の世界的流行への備えとして、「小川町新型インフルエンザ等対策行動計画」の随時の見直しや、感染症対策資器材の備蓄等を充実させることが必要です。

医療体制については、町民の健康に対する安全・安心のために、休日・夜間等の救急時の医療体制の充実と、災害時の迅速な救護体制の構築に向けた平時からの県や管内医師会・医療機関等との連携が課題となっています。

基本方針

町民の健康づくり運動を進めるとともに、健康診査や疾病予防対策、保健事業の充実、町民との協働で衛生的な環境づくりを図ります。

また、医療機関との連携を強化し、地域医療・救急医療体制の充実を図ります。

基本計画

1 健康づくり運動の推進

小項目	内容
(1) 健康づくり運動の推進	<p>国の施策の「健康日本 21（第3次）」に基づいた「第2次元気アップおがわプラン（小川町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」を推進します。</p> <p>また、ライフコースアプローチ*にも着目して健康寿命の延伸を目指します。誰でも取り組みやすいラジオ体操やウォーキング事業等を広め、健康の維持・増進を図ります。</p> <p>こころの健康づくりとしては、精神科医と連携したこころの健康相談の実施や、自殺予防を広く啓発し、地域の見守り体制を構築します。</p> <p>食育の推進については、地元食材を使用した地産地消の取組についても、関係機関等と連携して行い、望ましい栄養・食生活の普及啓発に努めます。また食育推進会議を開催し、取組について評価し、地域の関係機関や団体と協働して町の「食育」を総合的に推進します。</p> <p>歯科保健については、歯科健診を実施し、歯周病予防と生活習慣病予防との関係を啓発します。</p>

2 保健事業の充実

小項目	内容
(1) 感染症対策の充実	<p>定期予防接種を推進します。</p> <p>新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症*のような新たな感染症等の発生時には、町民の安全・安心のために、国や県、地域医師会と連携し速やかに正確な情報提供に努めます。国・県の指導の下、必要に応じた予防接種費用の助成を行うなど感染症対策に努めます。</p>
(2) 母子保健の充実	<p>妊婦に対して母子健康手帳の交付や妊婦健康診査、産婦健康診査を実施し、健やかな妊娠・出産を支援します。乳幼児の健康診査を実施し、疾病や発達障害等の早期発見を行います。同時に保護者の育児不安等に対して相談等の支援を行います。</p> <p>予防接種や乳幼児健康診査等の情報を確実に届けられるようシステムを活用し、通知漏れの防止に努め、乳幼児健康相談・発育発達相談*・療育相談等の相談支援の充実を図ります。</p> <p>また、虐待予防や虐待の早期発見のために保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化します。</p>
(3) 成人保健の充実	<p>各種健（検）診の受診率の向上を目指し、生活習慣病等の予防や早期発見・治療につながるよう努めるとともに、未受診者対策を強化します。また、継続受診や生活習慣の改善を働きかけ疾病の重症化予防に努めるとともに、関係機関との連携強化を図ります。</p>

3 医療体制の確保

小項目	内容
(1) 医療体制の確保	関係医療機関や医師会の協力を得て、適正な医療体制を確立します。また、休日、夜間の診療体制の確保に努めます。 さらに、広域的な医療体制確保を目指し、新たな感染症の世界的流行や災害時などの救急医療体制の整備を図ります。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
乳幼児健診受診率 (%)	100.0	100.0	養育や発達の状況を確認することに加えて児童虐待防止の観点から100%を目標としています。
がん検診受診者数 (人)	2,619	3,372	がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん)の受診者数を増加させていくことで、医療費の多くを占めるがんの早期発見につなげることを目標としています。

指標の推移

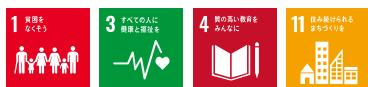
指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
乳幼児健診受診率 (%)	97.0	98.3	97.0	96.6	99.6	100.0
がん検診受診者数 (人)	4,189	2,594	1,718	3,082	2,989	2,619



がん検診

第3節 子ども・子育て支援

SDGs への貢献



所管課・関係課

子育て支援課、学校教育課、防災地域支援課、健康福祉課、生涯学習課、都市政策課、政策推進課

現状と課題

令和5（2023）年4月にこども*家庭庁が発足し、こどもまんなか*社会を実現するための取組が推進され、小川町においても令和7（2025）年3月に「小川町こども計画」を策定し、こどもまんなか社会の実現に向けた取組、各種保育サービスの充実等に努めています。

小川町子育て総合センター（ココット）内に、「こども家庭センター」が開設したことにより妊娠期から子育て期まで切れ目のない寄り添った相談支援を実施しています。病児病後児保育事業や一時預かり事業などニーズをとらえて、さらに充実させていく必要があります。多様な相談内容に対しては、多職種が連携し、相談者に寄り添った様々な制度を案内し、生活が安定に向かうよう伴走していきます。町民に「こども家庭センター」は、困ったり、心配なことがあったら相談しようと思ってもらえるように、さらに周知をしていく必要があります。

学童期は、学童クラブ*の指定管理*による運営について、利用する保護者の不安解消やニーズ（時間延長や夏季休業日等）に対応する必要があります。施設については、統合先の2校に集約し、新たに小学校内に放課後子供教室*と連携して、整備することで安全・安心な居場所づくりに努めます。放課後子供教室についても利用者のニーズや利用者の増加に対応する必要があります。

また、地域の生涯学習活動では、地域や団体の実情にあわせて、子ども会やスポーツ少年団など青少年の育成や多様な活動に取り組む団体の支援を継続していくことが求められます。

子育て支援策は、徐々に充実度を増していますが、より効果的に子育て世帯の転出抑制や移住・定住につなげるためには、子育て世帯が求める物件の確保が重要となり、マッチングをサポートしていく必要があります。

安心して住めるまちとして、地域の見守りの観点から、民生委員・児童委員の地域での見守り活動の中で、児童生徒に関する相談件数は少ないものの、活動の継続が必要です。主任児童委員を中心に学校・地域のつなぎ役の役割も求められており、民生委員・児童委員の負担が増えていくことが懸念されています。

基本方針

地域全体で子育てを支援する意識を醸成するとともに、子育て支援施策の充実を図ります。こども家庭センターによる妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援やひとり親家庭の福祉の向上を推進します。

また、青少年の健全育成については、青少年相談員、青少年補導委員及び青少年育成推進員等の関係団体と協力し、地域活動における自主的な活動を奨励します。

基本計画

1 保育の充実

小項目	内容
(1) 保育内容の充実	多様な保育ニーズに対応できるよう、低年齢児保育、延長保育、障害児保育、一時預かりなどを推進し、あわせて子育て支援センター*などによる相談支援体制の整備に努めます。
(2) 施設及び運営体制の整備	保育環境の変化やサービスの多様化に対応した、施設の整備、安全・安心な保育環境の維持管理に努めるとともに、さらなる保育の充実のため、私立保育園に対する助成を行います。

2 児童福祉の充実

小項目	内容
(1) 関係機関との連携強化	児童の健全育成のため、学校や地域、児童健全育成組織など関係機関との連携を強化し、活動の充実を図ります。
(2) 学童クラブ*の充実	保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、遊びと生活の場を提供することで、児童の健全育成を図ります。 また、統合により、新たに小学校内に放課後子供教室*と連携して施設を整備することで安全・安心な居場所の確保に努めます。
(3) 放課後子供教室の推進	学童クラブと連携・交流するため、小学校内に安全・安心な居場所を設け、こども*たちが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進します。
(4) 遊び場の確保	身近な場所に公園などの遊び場を確保するとともに、総合福祉センター内の児童館利用者の拡大を図ります。
(5) 児童相談の充実	児童の健全育成のため、川越児童相談所、東松山保健所及びらんざん児童家庭支援センター*との連携を図り、子育て支援センター*並びにこども家庭センターなどによる総合的な相談の充実を努めます。
(6) 児童虐待への対応の強化	増加する児童虐待に対応するため、保健師・社会福祉士などの専門職を配置し、相談機能の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し、警察をはじめとした関係機関との連携を図ります。複雑化する児童虐待相談に対応するため、埼玉県などで実施する研修へ積極的に参加し、相談対応のスキルを高めます。個別ケース検討会議を開催し丁寧に対応します。
(7) 子育て支援活動の推進	保育園や児童館・子育て支援センターが地域の拠点となり、育児相談などの子育て支援活動を推進します。また、SNSなどを利用して子育てに関する情報の提供に努めます。 さらに、子育てを一時的に支援するファミリー・サポート・センター*の活動を充実するため、調整機能の充実や会員の拡大を図ります。

3 子育てしやすい環境づくり

小項目	内容
(1) 子育ての経済的負担の軽減	多子世帯*などの子育てに係る経済的負担を軽減するため、保育料などの軽減を継続します。 また、経済的負担軽減のため、こども医療費の助成を推進します。 さらに、小中学生を持つ多子世帯に対して学校給食費の助成を継続します。
(2) 子育て世帯への支援	子育て世帯の町営住宅への優先入居、また、移住・定住を希望する子育て世帯に対する空き家バンク*の情報提供など、良質な住宅、住環境を確保するとともに、移住サポートセンター*によるワンストップ相談体制をとることにより支援します。
(3) 妊娠・出産・子育て支援	安心して出産できるように妊娠期から出産、育児期まで伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します。また、出産後に産後ケアを実施することで、健やかな育児を支援します。妊娠を望むカップルに対して、不妊検査・不育症検査に関する一部助成を行います。
(4) 結婚支援	結婚希望者への情報提供など、関係機関との連携に努めます。

4 青少年の育成

小項目	内容
(1) 青少年自主活動の促進	子ども*や若者が社会を構成する主体であることを尊重し、その社会性を養うため、自主的に行う活動を支援します。
(2) 青少年育成組織への支援	子ども会連絡協議会やスポーツ少年団などの青少年育成組織の活動を支援します。また、子ども会活動や青少年相談員によるレクリエーションなどの活動への取組を推進します。
(3) 地域活動への参加促進	ボランティア活動や河川清掃など様々な地域活動への青少年の参加を促進するため、地域ごとに参加の仕組みづくりを検討します。

5 ひとり親家庭福祉の推進

小項目	内容
(1) ひとり親家庭福祉の推進	ハローワーク*、埼玉県社会福祉協議会、町、民生委員・児童委員などによる相談活動を推進するとともに、相互の連携を強化し、就労を通じた経済的自立に向けて支援を行います。

目標指標

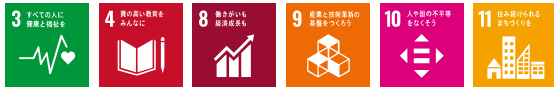
指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
保育所待機児童数 (人)	0	0	待機児童がいない現状を維持します。
子育て支援センター*の利用者数 (人)	5,162	6,000	出生数の減少や低年齢からの保育園等への入所増加、感染症の影響により、コロナ前と同等の利用者数を見込みにくくなっています。今後は、児童虐待防止の観点から、こども家庭センターとの連携を一層強化し、要支援家庭への利用促進を進めていきます。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
保育所待機児童数 (人)	0	0	0	0	0	0
子育て支援センターの利用者数 (人)	10,958	2,362	2,715	3,133	5,528	5,162

第4節 高齢者福祉・介護保険

SDGs への貢献



所管課・関係課 長生き支援課、生涯学習課、にぎわい創出課

現状と課題

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年度に向けて介護の需要の増加等を考慮し、より質の高い介護サービスを提供するための体制づくりが課題となっています。「小川町高齢者福祉計画・小川町介護保険事業計画」は今後の社会情勢や町民ニーズを考慮し、見直しを進め、さらなる制度の充実を図っていく必要があります。介護保険制度を維持していくためには、適切な介護認定と介護給付費の適正化に取り組み、介護給付費の抑制に努めていくことが必要となります。高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム*」の取組のさらなる充実・強化が課題です。

高齢者一人一人が、健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活習慣や加齢・疾病による機能低下を防ぎ、高齢者のニーズに合わせた介護予防事業を充実させていきます。関係課、関係団体、住民との連携が重要となっています。

高齢者の身近な相談先として地域包括支援センターがさらに定着していくように町民への周知に努め、地域とのつながりの情報発信を行うことが必要です。認知症支援として地域包括支援センターと連携し、認知症に関する理解促進等の推進が必要です。

基本方針

高齢者福祉事業、介護保険事業の実施や生きがい対策など高齢者施策の充実を図ります。

また、介護予防に力を入れるとともに、要支援、要介護者に対して介護保険サービス、福祉サービスを適切に提供します。さらに地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

基本計画

1 在宅サービスの充実

小項目	内容
(1) 在宅サービスの充実	介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、在宅福祉サービスの内容の充実を図るとともに、ひとり暮らしや認知症など様々な状態にある高齢者が互いに支え合える体制づくりに取り組みます。

2 生きがいづくりと社会参加の推進

小項目	内容
(1) 生きがいづくりの促進	高齢者が地域においていきいきと活動できるよう、老人クラブをはじめとした各種団体や地域の介護予防サポーターと連携し、公民館活動などの様々な機会を通じて生きがいを持ちながら、支援し合うことができるような体制を強化します。また、介護予防のための教室の実施や住民主体の通いの場（百歳体操*）を推進するとともに、介護予防サポーター養成を支援します。
(2) 高齢者の就労支援	高齢者が豊かな経験や知識を活かし、自らの希望や意欲にあわせ働き続けられるよう、シルバー人材センター*などとの連携により、多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した就労・就業を支援します。

3 高齢者の尊厳を保つサービスの推進

小項目	内容
(1) 介護サービス体制の整備と質的向上	安定したサービス量が確保できるように、事業者の情報把握に努めるとともに、ケアプラン作成体制や施設サービス提供体制の充実など介護サービス事業者の基盤確保に努めます。 また、サービスの質の向上を目指し、地域包括支援センターと連携し、専門知識・技術向上を図るためのケアマネジャー研修や地域ケア会議の充実に努めます。
(2) 相談体制の充実	地域包括支援センターをはじめとした関係機関と連携し、介護や認知症などに関する複雑化・複合化している課題の解決に向けた相談体制の強化と広報の拡充に努めます。

4 地域包括ケアシステム*の深化・推進

小項目	内容
(1) 生活支援サービスの充実	公的な医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民やNPO法人*、ボランティア、社会福祉法人など生活支援サービスを担う多様な事業の創出を支援し、各種団体と連携しながら、住民主体の日常生活上の支援体制を充実します。
(2) 認知症施策の推進	認知症を発症しても、周囲や地域の理解と協力を得て、本人が住み慣れた地域の中で希望を持って日常生活を過ごせるよう、共生社会の実現を目指します。 認知症サポーター*養成講座や認知症ケアパス*を通じて地域の理解促進を図るとともに、地域の通いの場の拡充や認知症検診を通じて、認知症発症予防に努めます。
(3) 在宅医療・介護連携の推進	介護と医療の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域での暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する支援の体制が必要です。 そのため、医療及び介護関係者などの多職種の連携をさらに強化します。
(4) 介護保険事業の充実	介護保険制度についての理解を深めるとともに、制度の健全な財政運営とサービス継続のため、介護保険給付の適正化と保険料収納率の向上を図ります。 また、民間と連携し、質の高いサービスの提供を促進するとともに、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
地域包括支援センター延べ相談回数（回/年）	6,171	7,500	高齢者数が増加することにより、年間延べ相談回数は増加しています。住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談体制を整えます。
通いの場（百歳体操*）の延べ参加人数（人/年）	29,325	33,000	百歳体操の参加人数を増やし、高齢者のフレイル*予防に努めます。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地域包括支援センター延べ相談回数(回/年)	5,777	5,050	4,974	6,045	6,259	6,171
通いの場(百歳体操)の延べ参加人数(人/年)	22,942	8,048	10,102	19,742	26,707	29,325



いきいき百歳体操

第5節 障害者福祉

SDGs への貢献



所管課・関係課

健康福祉課、長生き支援課、総務課、防災地域支援課、にぎわい創出課、生涯学習課、学校教育課

現状と課題

身体障害者手帳所持者は平成 28（2016）年度以降は減少傾向にあります。療育手帳の所持者は近年大きな増減はなく、精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成 28（2016）年度以降増加傾向にあります。

障害者やその家族は様々な問題を抱えながら地域で生活しており、相談内容が多種多様化していくなか、様々な相談に対応した総合的な相談支援体制の充実を図る必要があります。

国においては、平成 23（2011）年に障害者基本法が改正され、平成 26（2014）年に障害者の権利に関する条約の批准に至り、平成 28（2016）年には障害者差別解消法*が施行されるなど、障害の有無によって分け隔てられることなく人権と個性を尊重し合いながら共生できる地域社会の実現に向けた環境整備が行われています。

同法の改正により、国・地方公共団体に続き、これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が令和6（2024）年から法的義務となりました。

さらに、障害者総合支援法、障害者雇用促進法及び精神保健福祉法の各法律の改正、医療的ケア児支援法及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、埼玉県福祉のまちづくり条例の改正など、障害者福祉制度の改革と法律の整備が進んできました。

本町では、障害者基本法などに基づく「小川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を推進しており、障害者自身が社会資源を活用しながら地域社会で障害のない人と共に参加し、安心していきいきと暮らし続けられるまちづくりを進める必要があります。

現在、国・県・その他関係機関が発行する就労や障害者雇用関連のチラシ等の資料を窓口を設置し配布するなど情報提供に努めています。

基本方針

障害者が必要なサービスを適切に利用することができ、地域社会で自立した生活を送れるよう、「小川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」で示された施策を積極的かつ総合的に進めるとともに、障害者総合支援法に基づく施策の適宜見直しを行い、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します。

基本計画

1 障害福祉サービスの計画的提供

小項目	内容
(1) 障害福祉サービスの計画的提供	障害の特性に応じ、在宅生活などを支援するためにきめ細かなプランを作成し、各種障害福祉サービスを計画的に提供します。

2 自立生活への環境づくり

小項目	内容
(1) 障害に関する理解と啓発	障害について差別や偏見がなくなる地域社会の実現を目指し、町民への啓発や交流の場の提供、福祉教育の推進、ボランティア活動の推進を図ります。
(2) 情報提供と相談の充実	いつでも・だれでも・手軽に必要な情報が手に入るような情報提供に努めます。また、虐待の防止及びその早期発見などを含め、障害のある人の権利擁護や地域移行支援などのための障害者相談支援事業については、関係機関と連携して実施します。
(3) 社会参加の支援・促進	特別支援教育*や職業教育などを充実するとともに、ハローワーク*、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所など関係機関と連携を図り、自立へ向けた雇用機会が得られるように支援するとともに、障害者が社会参加できる場を確保します。
(4) 安全・安心の仕組みづくり	支援が必要な人を確実に把握し、個別避難計画*の作成を促進するとともに、緊急通報システムの普及などにより、緊急時の避難支援体制や情報伝達手段を強化し、災害時においても誰ひとり取り残さない支援策の構築を目指します。あわせて、防犯体制を強化することで、安全・安心の仕組みづくりを推進します。

3 保健・医療の充実

小項目	内容
(1) 保健・医療の充実	健康相談・指導をさらに強化するとともに、医療機関や県・近隣の市町村との広域的な連携を図りながら、地域リハビリテーションの充実を図ります。また、重度心身障害者医療費助成や自立支援医療など医療費負担軽減の周知を図ります。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
障害者の福祉施設から一般就労への移行者数 (人/年)	6	9	障害者が就労訓練・支援を経て一般就労へとつながることにより地域で自立した生活を送ることができます。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
障害者の福祉施設から一般就労への移行者数 (人/年)	0	3	4	5	8	6

第6節 生活困窮者支援

SDGs への貢献



所管課・関係課 健康福祉課、子育て支援課、にぎわい創出課、学校教育課

現状と課題

年金、賃金等収入は上昇しつつあるものの経済状況が改善された実感が得られず、長引く諸物価の高騰は一層住民の生活を圧迫しています。

高齢者やひとり親家庭、障害者などの社会的弱者は経済的基盤が不安定な場合も多く、有効な施策の充実に努める必要があります。

高齢者のいる世帯においては、単身世帯や高齢者のみ世帯、高齢者と障害者のみ世帯等、家庭での介護力の低下により施設入所に伴う生活保護利用が増加し続けています。また、精神疾患を有する人も増加している中、就業ができなかったり就労継続ができない若年層も増えており、生活困窮に陥りやすい状況となっています。困窮状態に陥った場合のセーフティネットとして相談・支援機能のさらなる充実に努められています。

また、ひとり親家庭等を対象としたプチフードパントリー*において食料支援のみならず、孤立や生活環境の実態の把握をし、地域全体で家庭を支援していく体制強化のため、より広く周知を図ることが必要です。特に子ども*に関しては、貧困の連鎖を断ち切るため、高校や大学に進学した子どもたちが中途退学することなく卒業し、経済的に自立できるようになることが重要です。

引き続き民生委員・児童委員、主任児童委員、埼玉県社会福祉協議会、小川町社会福祉協議会、埼玉県西部福祉事務所と連携し、相談支援員、ケースワーカー*などによる家計相談、生活相談・指導などを、生活実態に応じてきめ細かく行っていく必要があります。

近年では、身近な就職相談において、ハローワーク*の求人情報の提供等による就職相談や職業訓練の紹介をしています。また、埼玉県と共催で就職支援セミナー及び個別相談会を開催することで支援体制の充実に努めています。さらに、小川町商工会とも連携し、小川町商工会主催の就職フェアにおいても、就職相談を実施しています。

基本方針

生活困窮者が、社会的・経済的に自立できるよう、相談や就労支援体制の充実に努め、的確な助言を行うとともに、生活保護制度などの適正な活用を図ります。

また、子どもの貧困対策の有効な施策の充実に努めます。

基本計画

1 自立への支援

小項目	内容
(1) 相談体制の強化	民生委員・児童委員、地域福祉委員*による地域相談活動を一層推進するとともに、埼玉県社会福祉協議会、小川町社会福祉協議会及び埼玉県西部福祉事務所と町との連携を強化します。
(2) 就労への支援	生活困窮者の自立生活のため、埼玉県社会福祉協議会やハローワーク*、埼玉県西部福祉事務所と連携し就労の支援を行います。

2 援護サービスの充実

小項目	内容
(1) 援護サービスの充実	生活保護制度、生活困窮者自立支援制度や各種貸付制度の適正な活用により、援護サービスの充実を図ります。

3 こども*の貧困対策

小項目	内容
(1) 実態の把握	こどもの貧困に関する実態の把握に努め、教育・保健・福祉の関係各課が連携して包括的な支援の充実を図ります。
(2) 必要な家庭への支援	就学援助や生活支援、保護者への就労支援及び経済的支援を通じて、社会的養護が必要なこども、貧困状態にあるこども、障害児など、特に支援を必要とするこどもとその家庭に必要な支援を行います。 また、こどもの貧困予防や早期発見の観点から関係各課及び県などの関係機関との連携強化を図ります。

目標指標

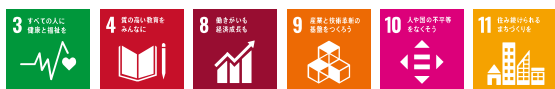
指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
援護体制の充実による相談件数 (件 / 年)	58	60	相談件数の増加は、生活困窮者が増加することを意味しているため社会的に望ましいものではありませんが、相談に的確に応えることが支援につながることから、相談体制の継続に努めます。
学習支援教室開催回数 (回 / 年)	117	120	開催の継続が、貧困の連鎖の解消へとつながります。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
援護体制の充実による相談件数 (件 / 年)	37	33	42	46	51	58
学習支援教室開催回数 (回 / 年)	—	40	43	45	44	117

第7節 社会保険

SDGs への貢献



所管課・関係課 税務課、町民課、健康福祉課、長生き支援課

現状と課題

国民健康保険は地域医療保険として、国民皆保険制度の基盤的役割を果たしており、町民の健康と医療の確保に重要な役割を担っています。一方、被保険者の高齢化や被用者保険の適用拡大などにより現役世代が減少し保険者の規模が縮小する中で、医療の高度化、生活習慣病の増加などに伴い1人あたりの医療費は増加の傾向にあり、持続可能で安定的な国民健康保険の運営を図る必要があります。

本町における国民健康保険は、財政運営の責任主体である埼玉県、他の市町村と共同して、制度の安定化を図るため、埼玉県国民健康保険運営方針第3期に定める保険税水準の統一に向けて段階的に保険税率改正を行います。被保険者数の減少が続いている中で、世帯当たりの保険税額が増加しています。収納率の向上を図るため口座振替を推進し、期限内納付の広報、コンビニ収納やキャッシュレス決済を周知しています。今後も、納税相談、滞納処分の強化を図っていく必要があります。

また、国民健康保険の運営安定化のため、医療費の適正化、保健事業の推進、後発医薬品の利用拡大を図る必要があります。

後期高齢者医療制度は、開始されてから19年目となり、制度として十分定着していますが、今後も収納率の向上、医療費の適正化が課題となっています。被保険者一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援ができるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の充実を推進していきます。

国民年金については、若い世代の人にも関心を持ってもらい、正しい理解をしてもらえるよう、周知を図っていく必要があります。

基本方針

国民健康保険、後期高齢者医療については、埼玉県、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携、医療費の適正化などにより事業運営の健全化を図り、保健事業の推進による町民の健康の保持、増進に努めます。

また、国民年金については、制度の理解と周知を図ります。

基本計画

1 国民健康保険の充実

小項目	内容
(1) 財政運営の健全化	健全な国保事業の運営を推進するため、国保税の適正な賦課及び収納率の向上に努めます。納税者の利便性向上のため、口座振替、コンビニ収納、キャッシュレス決済の周知を図ります。 また、国・県の負担金・補助金などの適正な算定・活用に努めます。
(2) 資格・給付の適正化の推進	国民皆保険制度を維持するため、国保資格の適用適正化、保険給付の適正化を図ります。国民健康保険団体連合会との連携により、審査業務など保険者の業務の効率化、質の向上に努めます。
(3) 保健事業の推進	健康寿命の延伸、医療費の適正化を図るため、特定健康診査などの受診の促進、後発医薬品の普及など、保健事業の推進に努めます。
(4) 保険税水準の統一への対応	埼玉県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同して保険税水準の統一を段階的に進めています。医療保険制度や国保財政の安定化を図るため、引き続き適切な共同運営に努めます。

2 後期高齢者医療制度の充実

小項目	内容
(1) 後期高齢者医療制度の充実	後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めつつ、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を推進します。

3 国民年金制度の周知

小項目	内容
(1) 国民年金制度の周知	国民年金制度の理解を深めるため、日本年金機構と連携しながら、広報紙等により制度の周知を図ります。

目標指標

指標名	基準 (R6)	目標 (R12)	説明
国保税収納率（現年度）（％）	96.7	97.6	税負担の公平性、国保特会自主財源確保のため、収納率の向上に努めます。
国保特定健診受診率（％）	43.0	60.0	被保険者の健康寿命の延伸及び医療費適正化のため、受診率の向上に努めます。
後期高齢者医療健診受診率（％）	29.3	43.0	被保険者の健康寿命の延伸及び医療費適正化のため、受診率の向上に努めます。
後発医薬品使用割合（％）	86.2	80.0	医療費適正化のため、国・県が定めた使用割合 80％以上の維持に努めます。

指標の推移

指標名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国保税収納率（現年度）（％）	96.3	97.5	97.6	96.6	96.8	96.7
国保特定健診受診率（％）	40.5	38.9	41.2	41.3	42.6	43.0
後期高齢者医療健診受診率（％）	13.6	11.2	13.0	23.6	27.8	29.3
後発医薬品使用割合（％）	77.6	79.7	80.3	80.9	82.2	86.2